

## 高松センチュリーホテル宿泊約款

1988年1月14日

最終改訂2020年3月8日

(適用範囲)

第1条 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された習慣によるものとします。
2 当ホテルが、法令及び習慣に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

(宿泊契約の申込み)

第2条 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- 宿泊者名
- 宿泊日及び到着予定時刻
- 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による。)
- その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

(宿泊契約の成立等)

第3条 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。
2 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を超えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
3 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
4 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失効とします。ただし、申込金の支払期限を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

(申込金の支払いを要しないこととする特約)

第4条 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは契約の成立後、同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じる場合がございます。

2 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

(宿泊契約締結の拒否)

第5条 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- 宿泊の申込みが、この約款にららないとき。
- 満室により客室の余裕がないとき。
- 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。

。

④宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

⑤宿泊しようとする者が、暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であると認められたとき

⑥宿泊しようとする者が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体の関係者であると認められたとき

⑦宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき

⑧天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることが出来ないとき。

⑨香川県旅館業法施行条例11条の規定する場合に該当するとき。

(宿泊客の契約解除権)

第6条 宿泊客は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

2 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払を求めた場合であって、その支払以前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。別の定めがある場合はその定めを使用します。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあつては、その特約に応じるに当たつて、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

3 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後9時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その到着時刻を2時間経過した時刻)になつても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

(当ホテルの契約解除権)

第7条 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行をしたと認められるとき。
- 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。

⑤宿泊客が暴力団員、または暴力団等の暴力関係団体その他反社会的勢力の関係者であると認められたとき

⑥宿泊客が暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体の関係者であると認められたとき

⑦香川県旅館業法施行条例11条の規定する場合に該当するとき。

⑧寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。

2 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客が未だ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

(宿泊の登録)

第8条 宿泊客は、宿泊当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 宿泊客の氏名・年齢・性別・住所および職業
- 外国人にあつては、国籍・旅券番号・入国地及び入国年月日
- 出発日及び出発予定時刻
- その他当ホテルが必要と認める事項

2 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを提示していただきます。

(客室の使用時間)

第9条 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は午後4時から翌朝10時までとします。ただし、同一の予約で、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することが出来ます。

2 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。

この場合には次におげる追加料金を申し受けます。

- 到着日に、午前11時から客室を利用する場合は、利用する部屋の定員掛ける1,000円
- 出発日に、午後1時まで客室を利用する場合は、利用する部屋の定員掛ける1,000円

③出発日に、午後1時以降客室を利用する場合は、室料相当額の100%

(利用規則の遵守)

第10条 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

(営業時間)

第11条 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備え付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスデスク/フリー等でご案内いたします。

- フロント・キャッシャー等のサービス時間
  - 門限 24時間
  - フロントサービス 24時間

。

②飲食等(施設)サービス時間

1 朝食 午前6時30分～午前9時

。

③附帯サービス施設時間

1 レストラン 午前6時30分～午前9時

ロ 喫茶 午前7時～午後8時30分

2 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせいたします。

(料金の支払い)

第12条 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。

2 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、当ホテルが請求した時、フロントにおいて行つていただきます。

3 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になつたのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

(当ホテルの責任)

第13条 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものではないときは、この限りではありません。

2 当ホテルは、万一の火災に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

(契約した客室の提供が出来ない時の取扱い)

第14条 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。

2 当ホテルは前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

(寄託物等の取扱い)

第15条 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときには、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルにがその種類及び価格の明告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかつたときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

2 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになつた物品であつてフロントにお預けにならなかつたものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルはその損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかつたものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

3 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになつた現金、貴重品であつてフロントにお預けにならなかつたものについては宿泊客が責任を持って管理するものとし、当ホテルはその管理責任を負わないものとします。

4 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品については、その保管期限を7日間とします。期間経過後については破棄致します。

(宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

第16条 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限つて責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

2 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明した時は、当ホテルは、該当所有者に連絡をすどもその指示を求めるとします。ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届けます。

3 全2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管について当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

(駐車場の責任)

第17条 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によつて損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

(宿泊客の責任)

第18条 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

2 宿泊客が禁煙室内で喫煙を行った場合、その程度によらず、20,000円の客室清掃費と最低室料相当額100%の営業補償をお支払いいただきます。

別表第1 宿泊料金等の内訳(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	①基本宿泊料(室料)
	追加料金	②飲食料(又は追加飲食及びその他料金)
	税金	③消費税

(注) 1. 基本宿泊料はホテルより提示された料金とします。
2. 寝具(添い寝)及び食事を提供しない乳幼児については、料金をいただきません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)

予約人数	取消日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
1名～9名		100%	80%	20%		
10名～99名		100%	80%	50%	10%	
100名～		100%	100%	100%	50%	10%

(注) 1. %は宿泊客が支払うべき総額に対する違約金の比率です。